

## ベトナムにおける環境保護税制

岡山県ベトナムビジネスサポートデスク (I-GLOCAL) 浅野 大志

### 1. ベトナムにおける環境保護政策

急速な経済成長を遂げるベトナムでは、同時に大気汚染や水質汚濁といった環境問題も急速に拡大している。環境問題に対しては、2006 年から施行されている環境保護法をはじめ、ベトナム進出時の環境影響評価等、一定の対策がとられてきたが、多くの企業、特に国内企業に環境基準を遵守させることは容易ではなかった。こうした状況を踏まえて、ベトナム政府は、国内で消費される石油や石炭、ビニール袋などに対して一定の税率を課す環境保護税法を 2010 年 11 月 15 日に発行、2012 年 1 月 1 日より施行した。

本レポートでは世界的に注目が集まる環境対策の中でも、ベトナムにおける環境保護に関する税制について紹介する。

### 2. 法人税優遇措置

環境保護事業を取り扱う企業及び合作社（ベトナムの協同組合）に適用される法人税の優遇措置は下記のとおりである。

- a) 環境保護事業から得られた所得に対する法人税率は 10%となる。
- b) へき地で環境保護事業を行う新設企業及び合作社は、課税所得が生じてから 4 年間は免税され、その後 9 年間は 50%減税される（へき地については 2008 年 12 月 11 日付政令 Decree 124/2008/ND-CP の付録に定められている）。
- c) へき地でない地域で環境保護事業を行う新設企業及び合作社は、課税所得が発生してから 4 年間は免税され、その後 5 年間は 50%減税される。

上記の優遇税制は環境保護事業から得た所得のみが対象となる。環境保護事業のほかに複数の事業を行う企業及び合作社は、環境保護事業から得た所得を別途計算しなければならない。環境保護事業による所得と環境保護事業以外による所得を分けられない場合は、環境保護事業による所得を次のように算出する。

- ・ 環境保護事業による所得（優遇税対象額）  
=（総所得－その他の所得（other income））× 環境保護事業による売上 / 売上総額

### 3. 付加価値税（VAT）優遇措置

環境保護事業を行う個人及び組織が、科学研究及び技術開発のために、国内で生産できない機械、設備及び原材料を輸入する場合、当該機械、設備及び原材料は VAT 課税対象外となる。国内で生産できる機械及び設備のリストは計画投資省により発行されている。

### 4. 広告宣伝費及びごみの分別にかかる費用

法律に定められたインボイス及び他の書類に関する条件を満たすと、環境保護事業から生産された商品の広告宣伝費、環境保護に関する映画や科学レポートの作成費用、及び生活ごみの分別に利用される機具を無料提供する費用は、法人所得税の課税所得を計算する際に、上限なく損金算入される（通常、広告宣伝費は、広告宣伝費を除く損金総額の 10%までしか損金算入が認められない）。

### 5. 環境保護税

2012 年 1 月に新たに施行された環境保護税法では、以下の対象に対しある一定の範囲を設けて環境保護税を規定している。

- ・ 石油系：1,000～4,000VND／リットル
- ・ 石炭：10,000～50,000VND／トン
- ・ HCFC 溶液：1,000～5,000VND／キログラム
- ・ ビニール袋：30,000～50,000VND／キログラム
- ・ 除草剤：500～2,000VND／キログラム
- ・ 使用制限付きヤモリ殺虫剤・木材保存剤・殺菌剤：1,000～3,000VND／キログラム

その後、2011 年 7 月 14 日付国会発行決議 Resolution No. 1269/2011/UBTVQH12 号において課税額が明確になった。

環境保護税額は以下の公式で算出される。

$$\text{環境保護税} = \text{課税数量} \times \text{税率}$$

課税数量は、国内製造される製品の場合は「販売、交換、内部消費、贈与される製品の数量」となり、輸入商品の場合は「輸入される商品すべての数量」となる。

上記公式を適用させる基準は、「販売・交換・寄付」「社内使用」「輸入」により異なる。

- (ア) 販売・交換・寄付：所有権が引き渡された時点
- (イ) 社内使用：実際に使用された時点
- (ウ) 輸入：通関申告書を提出した時点（販売目的で輸入されるガソリンの場合には販売された時点）

申告納税のタイミングは国内製造の場合と輸入の場合により異なる。

- A) 国内製造の場合：翌月 20 日までに申告納税
- B) 輸入の場合：輸入税と共に申告納税

環境保護税法は施行されて間もないため実務上不明な点も多い。ここでは重要な留意点である①輸出品製造のために海外から輸入された課税対象品に対する環境保護税と、②「環境にやさしい基準」を満たしたビニール袋について述べていきたい。

① 輸出品製造のために海外から輸入された課税対象品に対する環境保護税

たとえば EPE 企業（Export Processing Enterprise: 輸出加工型企業）が国内企業から課税対象品を輸入する場合はすでに国内企業が環境保護税を申告納税しており、EPE 企業が改めて申告納税する必要はない。また、2012 年 1 月 30 日付財務省発行オフィシャルレター Official Letter 1199/BTC-TCT 号では、原材料を仕入れず加工賃のみを得る加工業に限り、輸出品の加工のために輸入された原料（環境保護税の課税対象となるもの）に対して環境保護税を納付する必要がないとされている<sup>1</sup>。

しかし、輸出品製造のために海外から輸入された課税対象品に対し環境保護税を支払う必要があるかどうか、現時点では非常にグレーな状況となっている。

実際、ベトナム繊維協会、ベトナム革靴協会およびベトナム水産物輸出・加工業組合が、輸出品包装のためのビニール袋を輸入している各企業を代表し、財務省に当該ポリ袋がベトナム国内で消費されないという理由で免税を主張しているが、まだ回答が出ていない状況である（2012 年 3 月前半現在）。今後の財務省の回答、また法令の動向に注意が必要である。

---

<sup>1</sup> 但し、実際に輸出品の加工に利用されない部分に対し環境保護税を納税しなければならない。

② 「環境にやさしい基準」を満たしたビニール袋

環境保護税法では、「環境にやさしい基準」を満たしたビニール袋に対しては環境保護税を課さないとされている。しかし、「環境にやさしい基準」の明確な条件が定められていないため、実際には運用されていない。現在、(1)5年以内に自動的に分解する又はリサイクル成分が50%以上である、(2)天然資源環境省が査定を行うなど条件の草案が議論されている段階であり、今後の展開に注意する必要がある。

**おわりに**

世界的に環境に関する規制が強まる中、ベトナムで急速に進行する環境問題への対策として本レポートで紹介したような環境保護税制が規定されている。しかし、こうした税制の実際の効果は不明な点が多く、環境に対してどの程度の影響を与えているか定かではない。今後、環境保護税制の評価と共に、その内容に変更が加えられていく可能性もある。特に環境保護税は、多くの企業に影響を与えるので、今後の法令のアップデートが欠かせない。